

## 【勤務条件等】

業務内容	(1)進学や就職に係る進路相談、カウンセリング (2)履歴書作成やマナー指導等を含む面接に対する指導 (3)キャリア教育等に係る企業連携調整や企業訪問 (4)キャリア講演会等行事の企画 (5)校内等で実施するケース会議等におけるキャリア教育的視点からの助言や支援 (6)スクールカウンセラー等との連携 (7)教育庁が主催する研修会等への参加 (8)その他、学校長が必要と認めるもの
任用形態	期間の定めあり 令和6年1月16日から令和6年2月17日までの期間
条件付採用期間	あり(条件付採用の期間は1月)
勤務場所	大阪府立鶴見商業高等学校
報酬等	○報酬額及び交通費を支給(報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合があります。) ○報酬額：1時間につき2,500円。 ○交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。 ○昇給、勤勉手当、退職手当：なし ○期末手当：あり(ただし、任用期間が6月以上かつ勤務時間が1週あたり15時間30分以上の者(※)に限る。) ※「勤務時間が1週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 ①任用期間全期間を平均した1週あたりの勤務時間が15時間30分以上 ②任用期間において、月ごとに平均した1週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上
勤務時間及び休憩時間	年間14日(勤務時間は1日あたり5時間で原則12時00分から17時00分、休憩時間なし。) 時間外勤務 なし
休暇等	年次休暇：6月を超える期間の定めにより勤務する者で、1年当たりの勤務日の日数が48日以上120日以下の者は、1日もしくは3日の休暇を付与。 (大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則(第13条関係)別表第一参照。) 特別休暇：あり(有給・無給) (大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則第14条参照)
報酬支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の10日(その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給されます。
退職	任用期間の満了により退職するものとする。
社会保険等	原則、社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険の適用はありません。ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになります。
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによります。
服務	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の定める規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。
任命権者	大阪府教育委員会

※なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務労働条件明示書により確認してください。

※勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。

※標記の勤務条件等は、令和5年11月27日現在で予定されている内容です。今後、変更される場合があります。

その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の懲戒に関する条例、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則等の関係法令により定めています。